

平成22年 3 月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

平成22年 3 月16日（火） 午前 9 時30分

2 出席委員

齋藤 道子 委員長
森武 洋 委員
三浦溥太郎 委員長
三塚 勉 委員
永妻 和子 委員（教育長）

3 出席説明員

管理部長	藤田 清隆
管理部総務課長	大川 佳久
管理部学校再編担当課長	内田 康之
管理部教職員課長	高橋 淳一
管理部学校管理課長	藤田 裕行
生涯学習部長	外川 昌宏
生涯学習部生涯学習課長	永塚 高行
生涯学習部学校教育課長	中山 俊史
生涯学習部学校保健課長	飯島 幸夫
生涯学習部スポーツ課長	伊藤 学
教育研究所長	阿部 優子
教育情報担当課長	野間 俊行
中央図書館長	根本 博行
博物館運営課長	横山 治久
美術館運営課長	奥田 幸治

4 傍聴人 2 名

5 議題及び議事の概要

委員長 開会を宣言

委員長 本日の会議録署名人に永妻委員を指名した。

教育長報告

前回の定例会から本日までの報告事項

(永妻教育長)

それでは平成 22 年 2 月 9 日から本日までの主な所管事項についてご報告いたします。

はじめに市議会についてです。

2 月 19 日から平成 22 年横須賀市議会第 1 回定例会が始まりました。この議会では主に平成 22 年度予算の審議が行われ、来年度の実施を考えている事務事業の予算についてご審議を頂いております。

教育委員会につきましては、昨日教育経済常任委員会が開催され審議が行われました。

依然として財政状況は厳しい一方で、行政に求められる役割は年々増えております。これからも、予算がないから取り組めないという言い訳はせず、知恵を絞って教育の課題解決に努力してまいりたいと考えております。

委員の皆様におかれましても、お知恵を拝借できればと思っております。よろしく願いいたします。

続きまして卒業式についてです。

3 月になり市立学校の卒業式が行われております。お忙しいなか委員の皆様には卒業式にご出席いただき、ご挨拶をいただいております。大変ありがとうございます。

卒業式は人生における大きな節目のひとつです。そのような場に立ち会えることに感謝しながら、その節目までに児童生徒により良い学校生活を提供できるよう、教育委員会として真摯に事業を執行してまいりたいと考えております。

私からの報告は以上です。

(質問なし)

日程第1 議案第7号『学校給食調理員等安全衛生委員会規則中改正について』

委員長 議題とすることを宣言

(教職員課長)

議案第7号『学校給食調理員等安全衛生委員会規則中改正について』ご説明申し上げます。本議案は横須賀総合高等学校に安全衛生委員会を設置するため、提案させていただくものであります。本件につきましては、この委員会を設置するための事前準備として、平成20年7月1日に仮称ではございますが、横須賀総合高等学校安全衛生委員会設置準備委員会を設置、職員団体との話し合いを行いまして、本議案の内容で、合意に達したため提出させていただきました。裏面をご覧ください。改正内容として、3点ございます。1つ目として規則の題名を整理いたしました。2つ目として、第1条に「横須賀総合高等学校に勤務する職員」を追加いたしました。3つ目として、別表で、安全衛生委員会の名称、所管事業所及び委員定数を定めました。委員定数につきましては、労働安全衛生法の第19条第2項第2号及び第3号に規定する衛生管理者1名、安全管理者2名、産業医1名の4名でございます。労働安全衛生法第19条第2項第4号及び第5号に規定する職員団体が推薦し、事業者が指名する安全衛生に関し経験を有する者の4人を併せて、委員定数といたしました。なお、この規則は平成22年4月1日から施行することとしております。

(三塚委員)

長年の懸案だったと思うのですが、これが4月1日から施行できることは大変良いことだと思います。総合高校には、全日制と定時制がありますが、この安全衛生委員会で対象となる職員、その範囲はどうなりますか。

(教職員課長)

全日制・定時制の両方の職員です。

(三塚委員)

用務員や事務員の方も含まれていますか。

(教職員課長)

学校用務員につきましては、学校用務員で安全衛生委員会を設けておりますので、それらの方は重なる部分がございますが、対象者でございます。

（三塚委員）

委員定数というところに関わって、委員会のメンバーについてですが、学校の教職員と産業医などだけだと思っておりますが、そこで図られた内容がどのように、市教育委員会の所に伝わってくるのかということが、ここでは見えないのですが、どのように考えているのでしょうか。

（教職員課長）

事務局については、高校が独自に運営をしていただきますけれども、内容につきまして、またその内容のなかでも予算の作成や執行、委員会が出た意見などにつきましては教職員課が調整させていただきます。

（三塚委員）

そうしますと、委員会を開催したときに、教職員課からオブザーバー的に話を聞きに行くのですか。

（教職員課長）

年間10回ほど開催を予定させていただいておりますが、その会議の内容によっては、参加させていただくことになります。

（三塚委員）

高校と連携をして改善を図っていく場面があると思います。その時に用務員や調理員の安全衛生委員会の場合には、管理部長が入って行っているのですが、その部分の対応がすぐに出来ると思うのです。現場だけに任せてしまった委員会だと、早期に解決を図らなければいけない問題が出てきたときに、即断ができなくなってしまう。その部分で、高校と教職員課で対応を連携していかないと、せっかく委員会を開催しても、立ち遅れてしまうケースが出てくるのではないかと懸念しています。

（管理部長）

今、委員からご指摘をいただいた部分はその通りだと思います。私どもとしても現場の意見をしっかりと安全衛生委員会のなかで反映していくことが必要だと思っておりますので、学校の労働安全衛生委員会ですけれども、そこだけに全て任せてしまっただけということではなくて、連携を密にして、必要な予算措

置・施策については、しっかりとやっていこうと思っておりますので、教職員課ともよく調整をして、学校と連絡の行き違いがないように、学校の現場の話しもよくできるようにしてまいりたいと思います。

(三塚委員)

小学校・中学校の教職員については、今後どういう風に進められるのでしょうか。

(教職員課長)

高校以外には、常時勤務する職員数は多くて 50 人前後の学校がございます。ただ、恒久的な状況ではないので、現在のところ、学校単独で安全衛生委員会を設置する必要はないのではないかと考えております。ただ、安全衛生については重要な問題であると認識しておりますので、給食調理員や用務員のように、市内全体で一つの安全衛生委員会の設置をしておりますけれども、そんなことも含めながら、22 年度から設置します総合高校の状況を見ながら、検討をさせていただきたいと思っております。

他に質問・討論なく、採決の結果、議案第 7 号は、「総員挙手」をもって原案どおり可決、確定する。

日程第 2 議案第 8 号『教育委員会事務局等事務分掌規則中改正について』

委員長 議題とすることを宣言

(総務課長)

議案第 8 号『教育委員会事務局等事務分掌規則中改正について』をご説明いたします。

今回の改正は、教育委員会事務局等の執行する事務を規定している『教育委員会事務局等事務分掌規則』の条文にあります事務事業の表記について、条文の整理を行うものであります。

改正点は 4 点あります。1 点目は総務課の事務分掌、2 点目は教職員課の事務分掌、3 点目は学校保健課の事務分掌、4 点目は博物館運営課と美術館運営課の規定の整合についてでございます。恐れ入りますが 2 ページをご覧ください。

はじめに 1 点目の総務課の事務分掌についてですが、第 6 条の 19 号にあります「国際教育推進基金の管理に関すること。」の条文を削除するものです。この

改正は、第1回市議会定例会に上程し、すでにご議決いただいております、寄附金の返還に伴う国際教育推進基金を廃止に伴うものです。

続きまして2点目の教職員課の事務分掌についてです。恐れ入りますが3ページをご覧ください。

この改正は、先ほどご議決いただきました「学校給食調理員等安全衛生委員会規則中改正」に伴い、事務分掌の条文にあります表記について、語句の統一を行うものです。

続きまして3点目の学校保健課の事務分掌についてです。恐れ入りますが4ページをご覧ください。

この改正は、横須賀市の歯科指導の業務について、現在、教育委員会学校保健課の4名のほか、健康福祉部に1名、こども育成部に3名の歯科衛生士が所属し、それぞれ業務を行っております。これについて来年度から歯科衛生士全員を健康福祉部の所属とし、市全体の歯科指導の業務を担っていくこととされました。それに伴い教育委員会学校保健課に歯科衛生士が所属しなくなることから、事務分掌から当該条文を削除するものです。なお、これまで学校保健課で行ってありました小学生を対象とした歯科指導については、来年度についても引き続き健康福祉部により実施していく予定です。

最後になりますが、4点目は博物館運営課と美術館運営課の規定の整合についてです。恐れ入りますが5ページをご覧ください。

これは第15条にあります博物館運営課の条文と、第17条にあります美術館運営課の条文の語句の統一を図るものであります。

改正については以上のとおりとなります。ご審議の程、よろしく願いいたします。

(森武委員)

説明の4点目で、博物館と美術館で整合をとるということで、「の」をとるような形になるということで、それは良いと思うのですが、2点目のところで、先ほどの議案で変わったということなのですが、学校職員安全衛生委員会に変わったという議決だったと思うのですが、ここでまた「の」を入れるという意味は何かあるのでしょうか。

(総務課長)

ご指摘のとおり、整合が図られておりませんので、統一を図るように訂正して、改正させていただきます。

他に質問・討論なく、採決の結果、議案第 8 号は、「総員挙手」をもって一部修正し可決、確定する。

議案 8 号は第 6 条教職員課の部第 9 号を「学校職員安全衛生委員会に関すること。」に修正し、その他は原案どおり「総員挙手」をもって可決、確定する。

日程第 3 議案第 9 号『教育委員会の所管に係る公文書管理規則制定について』

日程第 4 議案第 10 号『教育委員会の所管に係る公文書管理規程制定について』

日程第 5 議案第 11 号『市立学校公文書管理規程制定について』

委員長 議案第 9 号から議案第 11 号は関連があるため、一括して議題とすることを宣言

(総務課長)

議案第 9 号『教育委員会の所管に係る公文書管理規則制定について』、議案第 10 号『教育委員会の所管に係る公文書管理規程制定について』及び議案第 11 号『市立学校公文書管理規程制定について』は、教育委員会及び市立学校における公文書の管理につきまして、全体的な見直しを実施しようとするものであり、相互に関連がございますので一括して説明させていただきます。

お手元の議案書の 1 番上にあります、議案説明資料の 1 ページをご覧ください。説明はこちらの議案説明資料により行います。

はじめに、1 の目的ですが、教育委員会及び市立学校における公文書の管理について明確に規定することにより、公文書の適正な利用及び行政の効率的運営を図り、市民と共有する行政の責任を確保することを、担保することを目的とするものであります。

続きまして、2 の経緯ですが、今回の一連の見直しの背景として、国及び本市の動向につきましてご説明いたします。

国においては、平成 19 年 5 月の社会保険庁における年金記録問題での、ずさんな文書管理が明らかになった際、当時の福田首相が法制化を指示し、「公文書等の管理に関する法律」が平成 21 年 7 月 1 日に公布されました。

同法律の制定目的は、行政文書の作成、保存及び廃棄等に係る省庁間の統一したルールを定めることにより、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、現在及び将来の国民に説明する責務を確保するというものです。

本市においては、国の動向を窺いながら公文書の管理について検討を重ね、一足早く、平成 21 年 4 月 1 日に、新たに「公文書管理規則」と「公文書管理規

程」が制定されました。

公文書は市民との共有物という要素が付加されたことや、近年の公文書をめぐる諸制度の整備状況を踏まえて、公文書の管理に関する重要事項については、規則としてその位置づけを明確にすべきであるという考え方から規則の制定に至ったもので、その他の庶務的な事項については規程において定めております。

同様に、上下水道局及び市議会事務局においても、平成 21 年 4 月に「上下水道局公文書管理規程」が、平成 21 年 12 月に「横須賀市議会事務局公文書管理規程」がそれぞれ制定されております。

教育委員会におきましても、教育委員会及び市立学校の公文書管理について同様に扱うべきものであるとの考えから、今回、新たに規則を制定し、規程を制定し直そうとするものであります。

議案説明資料 2 ページをご覧ください。3 の概要についてご説明いたします。

はじめに、(1) 議案第 9 号「教育委員会の所管に係る公文書管理規則」ですが、公文書の作成・公文書の分類及び整理方法・公文書の種別及び保存期間・公文書の廃棄・歴史資料等、公文書の管理に係る基本的かつ重要な事項について規定した、市の「公文書管理規則」を準用する旨を定めております。

次に、(2) 議案第 10 号「教育委員会の所管に係る公文書管理規程」ですが、管理責任者・到達文書の処理・決裁文書の作成・編集の方法等、公文書の管理に係る庶務的な事項について規定した、市の「公文書管理規程」を、原則、準用する旨を定めております。

また、従来から適用していた「文書の取扱いについて」は、規則及び規程の制定に伴い、廃止する旨を附則で定めております。

なお、規則及び規定を通じて、課等及び課長等の定義と、行政委員会である教育委員会独自の決裁区分等については準用せず、別途規定しております。

次に、(3) 議案第 11 号「市立学校公文書管理規程」ですが、市立学校におきましては、従来、市及び教育委員会とは別に、昭和 41 年に制定した「市立学校文書取扱規程」に基づいて、作成・編さん・保管等を行ってまいりました。

これは、学校には、文書を管理するシステムを導入していないこと、文書管理について特有の運用方法があること等、市及び教育委員会とは異なる点があることによるものです。

今回、教育委員会のように、市の規則及び規程を準用する形で制定すると学校現場にとって大変分かりにくいものとなり、却って混乱を来すことが懸念されるため、従来の規程を全体的に見直し、一連の公文書の管理について、学校独自の運用以外は市の規則及び規程の内容に沿う形とした上で新たに制定することといたします。

また、新たに規程を制定することに伴い、従来の「市立学校文書取扱規程」は

廃止する旨を附則で定めております。

続きまして、4の主な変更点について、3点ご説明いたします。

1点目は、第1種の公文書の保存期間を、永年から30年に変更することです。

これは、公文書は市民との共有物であり、市民の利用に供するためには永年に渡りしまいこんでおくものではないという考えから、永年文書を廃止し、原則、第1種は30年の保存期間とされたものです。

2点目は、「歴史資料」を新たに設定することです。

ただいまご説明いたしました永年文書の廃止にも関連しますが、保存期間を経過した後も、歴史的観点から保存する必要があると思われる公文書を歴史資料として選定し、長期間保存しようとするものです。なお、現存する昭和20年以前の公文書については、全て歴史資料として扱うこととなっております。

3点目は、「管理責任者」を新たに設定することです。

「管理責任者」は、公文書管理における責任の所在を明確にする趣旨から、従来の文書主任に加えて新たに設定するものです。教育委員会においては課長級を、市立学校においては校長を管理責任者と指定いたします。

以上3点が、従来からの主な変更点となります。

最後に、議案第9号から第11号の制定規則及び規程の施行日につきまして、平成22年4月1日とする旨を附則で規定いたします。

なお、教育委員会及び市立学校のいずれにおきましても、今回の規則及び規程の制定に伴って、実際の公文書の処理方法が変わるということはありません。以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

(森武委員)

まず1点お聞きしたいのですが、今回の改正で永年文書を廃止して、基本的には30年までにすることと、歴史的なものに関してはそれ以降も保存することになると思うのですが、例えば、今までに目にした例でお聞きしたいのですが、学校の通学区域を変えるとか、そこに指定承認地域を設定するということがあると思うのですがけれども、学校を再編するときに過去のそういうケースについて質問したときに、古いものについては、理由はわからないのですがけれども現在はこうなっていますという回答があったのですが、例えばそういう文書というの、これが1種になるかはわからないのですがけれども、30年以上前のことというのは、決定した内容は分かるけど、経緯などの文書については、全部破棄されてしまうということになるのでしょうか。

(総務課長)

今おっしゃったように、経緯が必要であるということでそれぞれの所管で判断した場合には、市の場合ですと行政管理課と協議して、歴史的資料とすることも可能だと思います。

(森武委員)

歴史的資料というのは、私のイメージと違ったのですけれども、過去の経緯が必要だということにも、歴史的に将来必要かも知れないということで、歴史的資料と設定される可能性があるということですね。

(総務課長)

その通りです。

(森武委員)

市立学校公文書管理規程の第11条ですけれども、第3条第2項で「管理責任者は、校長をもって充て」とされているのですけれども、第3項では総務課長が管理責任者に助言するとあり、それとは別に校長が直接出てくる場合もあるのですが、何か使い分けの定義をされているのか、規程を見るだけでは分からなかったのですが。

具体的には、7ページ第27条は、「管理責任者は、完結文書のうち・・・」と書いてありますが、第28条を見ますと、「校長は、総務課長の指示により・・・」と書いてありますが、これは管理責任者でもいいような部分かと思いますが、わざわざ使い分けている理由というのは何かあるのでしょうか。

(総務課長)

第28条ですが、市の規則の第8条を準用したものなのですが、管理責任者と校長としての職との部分で表現を変えていると考えています。

(森武委員)

2・3箇所だけ、あえて管理責任者という言葉を使っていると思うのですけれども、その部分と学校の責任者が校長なので校長とされているところと、管理責任者だから校長と書いてある部分があると思ったのですけれども、そこは何か基準を設けて使い分けているということによろしいでしょうか。

(総務課長)

基本的には市の規則を準用させていただきましたので、そこは学校への説明の際には、整理して申し伝えるようにいたします。

(三浦委員)

第1種がどういう書類となるのかは分からないのですが、30年という年数について、中皮腫という病気は、大体平均40年たって分かってきます。最近分かってきたこととして、日本でも学校の先生に意外と中皮腫が多いという傾向が見えてきました。これから、それについて、どんなところで、どんな仕事をされていたか、建物がどうだったかということ具体的に調べましょうという、学問的な分野なのですけれども、そういう動きがあります。30年を迎えて、今の時点で廃棄となってしまうと、調べることができなくなってしまうという危惧を持ったのですが、30年というのはどこからきているのでしょうか。

(総務課長)

30年なのか40年なのかというのは議論があるかと思うのですが、概ね他の自治体を見ても、30年で規定しており、そんなに古いものは活用の例が少ないだろうということだと思うのですが、30年というのは標準的な年数だと認識しております。

(三浦委員)

建物に関するものや仕事に関する文書というのは、何種に入るでしょうか。

(管理部長)

通常、建物ですと60年くらい持つというのが通常ですので、こういうものについては1種で30年ということになるかと思いますけれども、先ほど申し上げた、歴史的なという項目で延長をすることになるかと思います。三浦委員から今、お話の合った、石綿の件というのも、そういうことが十分にあるということを配慮に入れたうえで、その人の勤めてきている経過などはきちんと保存をしていきたいと考えております。

(三浦委員)

石綿に関する職業の健康診断に関しては、30年の保存になるのですけれども、一般の方の場合はそうではないので、現在でも新たに病気になられた場合に、今までの、いつ頃こういうことをされていたということの資料が残っていれば、参考になるかと思うのですが。その辺は運用上で延長できるのであれば、建物の構造のことで、歴史的な文書にはなりうると思うので、ご配慮いただければと思います。

(管理部長)

三浦委員からご指摘いただいたことについて、十分に配慮して保存年限の延長等の実施をしていきたいと思えます。

(三塚委員)

市立学校の公文書管理規程の第3条から第5条のところですが、管理責任者に校長を充てるということは分かるのですが、文書主任と文書取扱者も置きなさいということで、内容からすると文書主任は、学校のなかでどういう人がいいかというのを考え、文書取扱者は事務職の方が内容的には適しているだろうと思うのですが、その件で特に、例えば説明の中で説明される際には、その担当は学校任せということになるのでしょうか。

(総務課長)

今、委員がおっしゃったように、主任は我々としては教頭、取扱者は事務職であろうと想定はしておりますが、最終的に校長が指名するという事になっていきますので、最終的には、各学校に決めていただくということを考えていますが、説明会等では、そういう想定をしているということの説明はしたいと思えます。

質問・討論なく、採決の結果、議案第9号から第10号は、それぞれ「総員挙手」をもって原案どおり可決、確定する。

議案11号は、第27条本文中「管理責任者」を「校長」に修正し、その他は原案どおりとして「総員挙手」をもって可決、確定する。

日程第6 議案第12号『市立小学校及び中学校の通学区域について中改正について』

委員長 議題とすることを宣言

(学校再編担当課長)

議案第12号『市立小学校及び中学校の通学区域について中改正について』ご説明いたします。議案の3ページをお開きください。

1の目的でございますが、平成23年4月1日に上の台中学校と鴨居中学校が統合することに伴い、上の台中学校の通学区域を鴨居中学校の通学区域に加えるものです。

2の改正内容(1)通学区域でございますが、上の台中学校の項を削除いたしまして、削除いたしました鴨居2丁目32番から81番までを鴨居中学校の通学区域に加えます。そのため、改正後の鴨居中学校の通学区域、小原台、鴨居各小学校の通学区域となります。

(2)施行期日は、統合いたします平成23年4月1日となります。

(3)適用開始についてですが、本年4月1日以降に市立中学校に転入学・編入学する者については、改正後の鴨居中学校の規定を4月1日から適用することとします。これは、統合するまでに、1年を切りますので、上の台中学校の通学区域に転入する場合には、鴨居中学校を通学校とする経過規定を設けるものであります。

議案の3ページの経過及び4ページの通学区域については、ご参考までにご覧ください。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

(森武委員)

適用開始を平成22年4月からにするとあるのですが、中学生ですが3年まであると思うのですが、例えば、3年生で5月や夏に引っ越してきたという場合は、上の台中学校でも問題ないような気がするのですけれども、これをあえて全て鴨居中学校にしているというのは何か理由があるのでしょうか。

(学校再編担当課長)

今、おっしゃったような場合もあるかと思えます。適用としてはそのような形といたしますが、通学希望が転入の際にあれば、個別に対応させていただきたいと思えます。

(森武委員)

そうしますと原則、適用開始は平成22年4月1日ですけれども、個別の事情で合理的な事情があれば、個別事情ということで上の台中学校に通うこともできるということで、考えてよろしいでしょうか。

(学校再編担当課長)

それはそのように相談させていただきます。

他に質問・討論なく、採決の結果、議案第12号は、「総員挙手」をもって原案どおり可決、確定する。

日程第7 議案第13号『横須賀市立ろう学校及び養護学校の管理運営に関する規則中改正について』

日程第9 議案第15号『横須賀市立幼稚園の管理運営に関する規則中改正について』

委員長 内容に関連があるため一括して議題とすることを宣言

(学校教育課長)

議案第13号と議案第15号については、規則中の改正内容に共通する項目が多いため、まとめて説明をさせていただきます。

はじめに、議案第15号『横須賀市立幼稚園の管理運営に関する規則中改正について』ご説明いたします。

本議案は、改正理由でもお示ししてありますとおり、幼稚園教育要領の改訂に伴い、市立幼稚園幼児指導要録を変更すること及び学期を3学期制から2学期制に改めるためのものです。

議案の6ページをご覧ください。では、具体的な条文内容に入らせていただきます。まず、第2条で前期・後期とすること及び、その始期・終期を定めています。前期は、4月1日から10月の第2月曜日まで、後期は、10月の第2月曜日の翌日から翌年3月31日までです。

第3条につきましても、休業日を定めていますが、第1項第2号で、夏季休業日の終期を9月4日から9月2日に改め、新たに第3号として秋季休業日を10月の第2月曜日の翌日及び翌々日と定めるものです。これに伴い、今までの第3号から第5号の号番号をひとつずつ繰り下げるものです。

第2項につきましても、保育日の変更について定めています。これは、長期休業日等の中に保育日を設定できるようにするものです。これにより各園において、特色ある教育活動ができることを保障するものです。

次に、第12条第1項第1号中「。以下「法」という。」を削除いたします。これは、学校教育法の表記が、これ以降の条文になく、不要のため削除するものです。

2ページをご覧ください。様式類についてですが、第1号様式の次に第1号様式の2として「保育日変更申請書」を定めました。また、幼稚園教育要領の改訂に伴い、文部科学省から改善することについての通知を受け、第11号様式として規定している「幼稚園幼児指導要録」を全改して、新しい様式に改めます。

最後に施行期日ですが、平成22年4月1日でございます。

引き続き、議案第 13 号『横須賀市立ろう学校及び養護学校の管理運営に関する規則中改正について』ご説明いたします。

本議案につきましては、改正理由でもお示ししておりますとおり、特別支援学校幼稚部教育要領の改訂に伴い、市立ろう学校幼稚部幼児指導要録を変更するためのものです。

具体的な内容としては、別支援学校幼稚部教育要領の改訂に伴い、文部科学省から改善することについての通知を受け、第 1 号様式として規定している「ろう学校幼稚部幼児指導要録」を全改して、2 ページ、3 ページにある新しい様式に改めます。

最後に施行期日ですが、平成 22 年 4 月 1 日でございます。

以上で議案第 15 号『横須賀市立幼稚園の管理運営に関する規則中改正について』及び議案第 13 号『横須賀市立ろう学校及び養護学校の管理運営に関する規則中改正について』の説明を終わります。

ご審議よろしく願います。

質問・討論なく、採決の結果、議案第 13 号及び議案第 15 号は、それぞれ「総員挙手」をもって原案どおり可決、確定する。

日程第 8 議案第 14 号『横須賀市立横須賀総合高等学校の管理運営に関する規則中改正について』

委員長 議題とすることを宣言

(学校教育課長)

議案第 14 号『横須賀市立横須賀総合高等学校の管理運営に関する規則中改正について』ご説明いたします。

本議案は、改正理由でもお示ししておりますとおり、横須賀市立横須賀総合高等学校の課程及び学科の表記、ほかについて所要の条文整備を行うためのものです。

では、具体的な条文内容に入らせていただきます。まず、第 15 条第 2 項中「第 51 条」を「第 62 条」に、「第 28 条第 5 項」を「第 37 条第 8 項」に改めます。これは、学校教育法が改正されたことに伴い、所要の条文を整備するためです。

次に、第 33 条は、高等学校の名称、課程及び学科を別表のとおり規定しますが、別表による表記を改め、課程を同条第 1 項に規定し、学科を同条第 2 項

に規定し、併せて、別表（第33条関係）を削除するものです。

また、高等学校の名称は、市立学校設置条例により定めがあり、本規則において規定する必要がないため、削除いたします。

なお、課程については、単位制によるものとして、内容を明確化します。

最後に施行期日ですが、平成22年4月1日でございます。

以上で議案第14号『横須賀市立横須賀総合高等学校の管理運営に関する規則中改正について』の説明を終わります。

ご審議よろしくお願いたします。

（森武委員）

第33条の名称は、条例があるのでということでしたが、単位制という言葉は今回はじめて明文化されていると思うのですが、これは今まで他のところでは明文化されていなかったということによろしいのでしょうか。

（学校教育課長）

総合高校そのものが総合学科で単位制ということできていますので、あえて今まで文章として表していなかったということがありますが、今回改正を期に、それを明確化して規定したということで、単位制と入れさせていただきました。

（森武委員）

そうしますと総合学科で、単位制ではない学年制というか普通科と同じように行っているところはなくて、総合学科といえば単位制というのは、ある意味当たり前であるけれども、今回あらためて明確化したということによろしいのでしょうか。

（学校教育課長）

今まで総合学科を開設している学校については、単位制で実施をしております。ただ、ここでは明確にする意味で入れております。

（三塚委員）

この条文の改正とは違うところで聞きたいのですが、来年度の総合高校の管理職の体制で、全日制で管理職が1人減になるということを知っているのですが、残るのが、校長・副校長・教頭の3人体制ということが考えられると思うのですが、そうするとこの15条にある、教頭の順序について、教頭が複数いる場合は、こちらの教頭が1番、あちらの教頭が2番という風になると思うのですが、教頭は1人ですが、一応条文としては、規則に残しておくということ

よろしいでしょうか。

(管理部長)

来年度以降の体制がそのまま確定的にずっと続くかということも様子を見ていかななくてはいけない部分もございまして、様々な形の対応ができるように、この条文については、このまま残していただくという形で改正を考えております。

他に質問・討論なく、採決の結果、議案第14号は、「総員挙手」をもって原案どおり可決、確定する。

日程第10 議案第16号『博物館条例施行規則中改正について』

委員長 議題とすることを宣言

(博物館運営課長)

議案第16号『博物館条例施行規則中改正について』ご説明申し上げます。議案説明に入ります前に、今回の規則改正の提案に至りました経緯について触れさせていただきます。横須賀市教育委員会所管施設の受動喫煙防止につきましては、神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例が、平成22年4月1日に施行されるのに合わせ、協議のうえ、市立学校については、校地内全面禁煙。学校以外の図書館、博物館、美術館、体育会館などについては建物内を禁煙とすることといたしました。こうした運用を実施するにあたり、根拠となりますそれぞれの条例・施行規則等の検証を行った結果、博物館条例の施行規則のみ改正が必要という結論に至りましたので、今回博物館条例施行規則の改正をご提案するものでございます。

それでは提出資料に基づきまして、『博物館条例施行規則中改正について』ご説明申し上げます。

まず、改正理由でございますが、議案の最下段に記載のとおり、博物館施設内を禁煙とすることであり、それを明確にするために、所要の条文を整備いたします。

改正内容につきましては、議案に記載のとおりでございますが、2ページをご覧ください。第1条第1項では、「展示室」を「博物館」に、「音読」を削除し、全面禁煙することから、「所定の場所以外における」を削除します。第2項・第3項では、条文を簡潔な形に整備いたします。

なお、施行期日につきましては、平成22年4月1日からいたします。以上

で、議案第 16 号『博物館条例施行規則中改正について』の説明を終わります。
よろしくご審議くださるようお願いいたします。

(森武委員)

受動喫煙防止ということで、禁煙にするということは大変良いことだと思いますが、1点お伺いしたいのですが、博物館内に休憩するような場所とか自動販売機やお茶を飲んでいいような場所というのはないのでしょうか。

(博物館運営課長)

現状の博物館の規則のなかでは、この規則に書いてございますけれども、飲食は元々禁止になっております。これは展示物等の保存状況の確保のためでございます。それから喫煙については所定の場所ということで、人文館の1階にいわゆる吸煙装置、トルネックスというのが置いてあったのですが、館内での喫煙を禁止するということになりますので、これについては事前に予告をいたしまして、既に取り外してございます。ですので、現状ではいわゆる休憩をするベンチ的なものはありますけれども、飲食をする喫煙する場所については既に撤去されているという状態でございます。

(森武委員)

喫煙については勿論禁止でいいと思うのですが、例えば子どもが社会見学的に訪れたときに、休憩場所で、水を飲むということは、今までも許可されていなかったし、それを明確にしたということによろしいでしょうか。

(博物館運営課長)

まず授業等でそれなりの特別の部屋が用意できるということであるのなら、その室内に限っての飲料補給などについては、許可されております。いわゆる展示室内を歩きながら飲食をするということについては、元から禁止されているということになっております。

(森武委員)

今まさに、その話しなのですが、展示室で飲食するのはもちろん駄目だと思うのですが、今回の規則の改正で、展示室を博物館と改正されているので、博物館の休憩場所のようなところでも飲食は出来ないという風に、別の部屋で休憩するのも飲食は出来ないという風に見えるのですが、その辺りは例外規定で対応できることなどがあるのでしょうか。

(博物館運営課長)

前段にご説明申し上げましたとおり、これは一般来館者向けの条文になってございます。いわゆる団体での見学・学習ということになりますとそれなりのプログラムが組まれますので、そのなかでの運用ということになります。

質問・討論なく、採決の結果、議案第16号は、「総員挙手」をもって原案どおり可決、確定する。

日程第 11 議案第 17 号 『平成 21 年度指定重要文化財の新指定について』

委員長 議題とすることを宣言

(生涯学習課長)

『平成 21 年度指定重要文化財の新指定について』ご説明いたします。
横須賀市の指定重要文化財は、文化財保護条例第 3 条第 1 項に基づき指定しております。

今年度の指定にあたりましては、平成 21 年 12 月 14 日開催の第 3 回文化財専門審議会において教育委員会から文化財専門審議会に諮問し、平成 22 年 2 月 8 日文化財専門審議会委員長から、2 枚目に添付してあります写しのよう、新指定重要文化財 3 件について答申をいただきました。

一件目は、有形文化財(工芸品)「^{しゅみだん}須弥壇」1 基です。^{しゅみだん}須弥壇とは、仏教寺院において本尊を安置する場所で、仏像等を安置するために一段高く設けられた場所です。平成 18 年度に指定しました西浦賀・常福寺本堂内脇厨子と^{わきずし}同年代の^{げんな}つくりで、元和 7 年(1621 年)の銘が確認されております。常福寺の本堂は、大正末期に鎌倉から現在の場所に移されたもので、その際、^{わきずし}脇厨子、^{しゅみだん}須弥壇も一緒に移されております。^{しゅみだん}横須賀市内で確認された最古の須弥壇であります。

二件目は、有形文化財(歴史資料)「^{きんぜい}豊臣秀吉禁制」1 枚です。追浜南町にあり、後北条氏の家臣であった朝倉氏ゆかりの寺である良心寺に伝わる禁制で

てんしょう

天正18年(1590年)の豊臣秀吉による小田原城攻めの際、勢力圏に組み込んだ地域で大量に発給した禁制のひとつで、軍勢の乱暴や放火などを禁ずる内容のものです。

文書で残された物は多くありますが、このように木札もくさつで残された物は少なく貴重な物であります。

三件目は、有形文化財(考古資料)長井台地出土の旧石器時代石器群 1630点あります。長井にありますソレイユの丘建設の際に出土した、後期旧石器時代のナイフやハンマーなどとして使用されていた石器群であり、三浦半島の石器変遷の指標となる、歴史を伝える貴重な資料であります。

以上3件を横須賀市指定重要文化財として指定するもので、これにより、横須賀市指定重要文化財は73件となり、国、県、市の指定をあわせると、ちょうど100件となります。なお、3枚目以降に調査をお願いした方による詳細報告書を添付してありますので、後ほどご覧ください。

以上で説明を終わります。よろしくご審議お願いします。

(三塚委員)

1件目の須弥壇の件なのですけれども、大体いつ頃から調査を開始して、どのくらい研究されたのでしょうか。

(生涯学習課長)

毎年、1回目の文化財審議会を開くときに、こういう指定をどのような順番でやっていこうかという議論をします。平成21年度の指定に向けて1回目の検討をしたときには、候補が143件ありました。この143件については、かなり前からリストアップをしているのですが、この須弥壇については、私の知っている限りでは、平成18年の段階で、もう候補に挙がっておりました。ただその時には、脇厨子のほうはかなり調査ができていたのですが、須弥壇については、調査した方が年代などの確定ができないということで、そのときには指定の候補にあげておりませんでした。そののちに、須弥壇の中に、潜ってみたときに、年号が確定したということで、今回指定の候補として挙げております。

他に質問・討論なく、採決の結果、議案第17号は、「総員挙手」をもって原案どおり可決、確定する。

日程第12 請願第1号『公立学校用教科書の採択について』

委員長 議題とすることを宣言

請願事項について、書記が朗読

(学校教育課長)

この請願の願意は、教科書採択に当たって、教育委員会の権限と責任において採択すること、調査研究に当たっては教科書の内容をより重視し、調査の観点に教育基本法等の改正や新学習指導要領の趣旨がどのように反映されているかということ設けることを求めたものでございます。

横須賀市では、教科書を採択するに当たって、全ての教科用図書に対して、日本国憲法・教育基本法の下、学校教育法第 21 条及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律などの法令にのっとり実施していきます。

採択における評価の観点は、学習指導要領に定められた各教科の目標等に鑑み、教材・配列などの取扱いが適切なものであるか等、今後決定する教科書採択の基本方針をもとに決定していきます。

教科書採択は教育委員会の責任と権限の下、検定に合格した全ての教科書を綿密に調査研究し、学習指導要領の内容と目標に準拠した項目の評価と学校・子ども・地域の特性を配慮して、優れたものを採択するという原則を貫かなければなりません。

このことを揺るがす恐れのある、あらゆる政治的圧力や運動及び宣伝行為から独立して採択事務を進めていく所存でございます。

(三浦委員)

神奈川県教育委員会は、従来の調査・研究の観点のあり方を見直すということですが、その辺は県の動きとしてはどのようなことがあるのでしょうか。

(学校教育課長)

県教育委員会におきましては、昨年 3 月 31 日付の教科書の改訂についての数字及び趣旨等あるいは学習指導要領の改訂を受けまして、既に観点の見直しを進めてきていたということでございます。そのなかで、教育委員会で見直しを進めている方向性と今回提出されました請願の内容が合致したために、請願を採択したということでございます。なお、具体的な項目や文言については、今後検討していくということで、そこまでは決定しているものではないということでございます。

(森武委員)

昨年も中学校の社会の採択があって、その際にも質問させていただいたのですが、横須賀市の教科書の採択の観点というのは、その時の説明では、県の観点をベースに決められているという話だったと思うのですが、そうしますと、22年度に関してはこれから決めていかれると思うのですが、今お話があったように、県が項目を変えていけば、それを参考に変わっていくということによろしいのでしょうか。

(学校教育課長)

今委員からお話がありましたように、昨年までも神奈川県教育委員会の教科用図書の調査研究の結果の観点を参考にして、市で調査の観点を決定していたという経緯がございます。次年度の観点につきましても今まで同様に県の観点を参考にしながら、市で決定してまいりたいと考えております。その際に、これは平成 21 年 3 月 31 日付通知にも入っておりますが、教科書の装丁や見栄えを重視するのではなく、内容を考慮した十分な調査研究ができるよう、十分に項目を配慮してまいりたいと考えております。

(三塚委員)

教科用図書は今説明があったように、検定を通っていると思いますので、学習指導要領の趣旨が反映されているものと考えているのですが、そのような理解でよろしいのですよね。

(学校教育課長)

今お話があったように、教科用図書につきましては、文部科学大臣の検定を経て初めて教科書として使えるという資格を与えられるということになります。教科書として適切ということにつきましては、教科用図書の検定基準に基づいて行われておりますが、この基準については、学習指導要領に示す、目標や内容、内容の取扱いを見たときに不足なく取り上げられているか、それから児童生徒の発達段階や能力に応じた程度のものになっているかどうかを考慮されているということがございます。従って、検定を通っているものについては適切で、基本的には学習指導要領の内容を反映したものになっているという風に考えております。

(永妻教育長)

今色々ご質問をいただき、また先ほど学校教育課長の方から所見が述べられました。教科書の採択にあたりましては、これから基本方針を教育委員会で

ご議決いただいたうえで、前年度もそうでしたが、適正に、採択事務を行っていく予定にしております。今回述べられました請願の取り扱いについてでございますが、横須賀市の教育委員会の会議規則では、請願に対して、採択・不採択という規定がございません。従いまして、請願者の方に対しましては、只今の学校教育課長から説明しました所見をもちまして、教育委員会からの所見として回答することではいかがでしょうか。

委員長 書面により所見を回答することを決定

委員長 報告事項を聴取することを宣言

『市立光洋小学校の閉校式について』

(学校再編担当課長)

『市立光洋小学校の閉校式について』ご説明いたします。光洋小学校につきましては、昭和48年の開校以来多くの卒業生を輩出してまいりました。平成22年3月31日をもって閉校し、平成22年4月1日に鴨居小学校と統合することになっております。そのため、閉校式を開催するものでございます。

2の日時でございますが、3月25日(木)10時40分から行います。これにつきましては、当日修了式、離任式等ございますので、児童のことも考え10時40分の開催とさせていただきたいと思っております。

3の場所ですが、光洋小学校の体育館で執り行います。

4の出席者につきましては、児童、教職員、保護者、地域の皆さま、歴代校長、教育長に出席をいただくほか、特段入場制限を設けませんので、どなたでも来ていただいた方には客席に座っていただけるというような形をとりたいと思っております。

5の式次第につきましては、記載のとおりでございます。

また、ご案内につきましては、広報よこすか3月号で、全市民にご案内をしております。それから市のホームページ、教育委員会のホームページにも掲載をいたしました。それから、全保護者、関係者等にもご案内をさせていただいているところでございます。

また、年度末のお忙しいなかではございますが、お越しいただけるようでしたら、是非お越しいただきたいと思っております。

以上で報告を終わります。

『平成 21 年度横須賀市スポーツ栄光章授与式について』

(スポーツ課長)

スポーツ課から 2 月 13 日(土)に開催しました、平成 21 年度横須賀市スポーツ栄光章授与式の報告をさせていただきます。当日は、朝から非常に寒く雨の降る中ではありましたが、午前 10 時から授与式を、ヨコスカ・ベイサイド・ポケットにおいて行いました。受章者数は、横須賀市スポーツ栄光章選考委員会において選考された、チームの部 9 チーム、個人の部 68 人であります。出席された受章者の方全員に、市長から表彰状、教育長からメダルが授与されました。また、ご来賓として市議会議長、副議長、体育協会会長、教育委員の皆様、また国会議員、県会議員のほか多くの方々にご参列いただきましたことにお礼申し上げます。さらに、受章者本人のほか、チームの関係者、ご家族の方にお越しいただき、会場内、約 200 名の方々のなかで授与式は 30 分ほどで終了いたしました。

授与式のあとに特別講演を併せて行いました。現在横須賀市のホームタウンチームであります、横浜 F・マリノスの育成・普及本部アカデミー課 課長 兼 アカデミーグループ統括コーチであり、元 横浜 F・マリノス ユース監督でありました、和田武倫 様を講師にお迎えしました。演題は、「選手の育成について」～素直な心と諦めない気持ち～と題しまして、横須賀出身の現役 Jリーガーで一昨年の北京オリンピックに出場し活躍された、川崎フロンターレの谷口博之選手の恩師であり、彼の幼少時代からのエピソードを中心に、選手として、また指導者として自らの経験をもとに、映像を交えながら貴重なお話をいただきました。

以上で平成 21 年度スポーツ栄光章授与式の報告とさせていただきます。

(理事者報告 なし)

(委員質問)

(森武委員)

先ほど議案のなかで、受動喫煙防止ということで、学校敷地内が禁煙になるということがありましたけれども、先日、卒業式で中学校にまいりましたときに、帰るときに、保護者の方で、たばこは校内で吸えない所が多いので、校門のところで吸われておりました。それは体育大会などの行事があるときには結構見受けられる光景なのですが、結局歩道でたばこを吸うことになるので、校内の受動喫煙にはならないかも知れませんが、そこを歩いておられる方には問

題があるかもしれないので、難しい問題だとは思いますが、何かいい方策があれば考えていただいて、より良くしていただきたいと思います。

(管理部長)

今、森武委員からお話がありました内容につきまして、私どもの方でも危惧している部分でございます。学校それぞれ地域の状況が違いますので、学校に合わせた形でうまく工夫ができるものについてはやっていきたいと思っております。

6 閉会及び散会の時刻

平成 22 年 3 月 16 日 (火) 午前 10 時 50 分

横須賀市教育委員会

委員長 齋藤道子

会議録署名人